

答 申 第 1 0 号
平成30年12月27日

常陸太田市長 大久保太一 様

常陸太田市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 根 本 洋 治

常陸太田市情報公開条例第18条に基づく諮問について（答申）

平成30年10月18日付太税発第147号により諮問のありました下記の件
について、別紙のとおり答申します。

記

「H30. 2. 22 付 太税発第19号（2ページ目）及び H30. 1. 27 当事者照会
のご連絡（1）No.5 に係る全ての調査質問事項及び相手方自治体からの回答並びに
回答に付された条件を記録した書面及び記録データ。」の一部公開決定に対する審
査請求についての諮問

別紙

答 申

1 審査会の結論

実施機関が「H30. 2. 22 付 太税発第19号（2ページ目）及びH30. 1. 27 当事者照会のご連絡（1）No.5に係る全ての調査質問事項及び相手方自治体からの回答並びに回答に付された条件を記録した書面及び記録データ。」について行った一部公開決定は、妥当である。

2 諮問事案の概要

（1）文書の開示請求

平成30年8月26日、審査請求人（以下「請求人」という。）は、常陸太田市情報公開条例（以下「本条例」という。）第6条の規定に基づき、常陸太田市長（以下「実施機関」という。）に対して、「H30. 2. 22 付 太税発第19号（2ページ目）及びH30. 1. 27 当事者照会のご連絡（1）No.5に係る全ての調査質問事項及び相手方自治体からの回答並びに回答に付された条件を記録した書面及び記録データ。」の公開を請求（以下「本件請求」という。）をした。

（2）実施機関の決定及び通知

平成30年9月10日、実施機関は、本件請求に対して、本条例第7条第6号に該当するものと判断して、一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、請求人に通知した。

（3）審査請求

平成30年9月26日、請求人は、実施機関が行った本件処分の取り消しを求めて、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、常陸太田市長に対して審査請求を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

（1）審査請求の趣旨

本条例第6条の規定に基づく公開請求に対し、平成30年9月10日付太税発第135号により実施機関が行った本件処分について、その取り消しを求める。

(2) 審査請求の理由

審査請求人の主張は、審査請求書において述べられた内容によると、おおむね次のとおりである。

公開請求に係る情報は、主として固定資産評価基準に係る近隣市町村から提供された一般的な回答である。当該情報自体は、固定資産課税の事務に係わる全国の市町村及び納税者に共通するもので、一般的情報として有用性、公益性があり、特別な秘密性はない。市条例第7条第6合格事例とは、情報の性質を異にしている。処分庁は、公表を前提としておらず～おそれがある、と記載するが、相手方との非公表の約束により～いかなる範囲、程度公表できないことを主張立証しているわけではない。処分庁は、電話で受けた情報を公にすることによって、処分庁に生じる今後情報提供を受けられなくなるおそれや事務の遂行に支障を及ぼすおそれを、具体的かつ客観的に主張立証すべきである。処分庁側の事情で当該情報を公表せず、公にすることで今後情報提供を受けられなくなるおそれや事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして、非公開とすることは行政の裁量の範囲を逸脱している。当該情報が条例の非公開情報に該当すること、情報の公開が支障や弊害を生じること、当該支障や弊害の発生が処分庁の法による保護に値する正当な利益を侵害する可能性があることを、具体的に主張立証しない限り、客観的裏付けを欠くものである。

4 実施機関の非公開決定の理由

(1) 近隣市町村より電話にて提供された情報は、公表を前提としておらず、公にすることにより、今後他市町村からの情報提供を受けられなくなるおそれがあり、本条例第7条第6号の下線部に該当するため「市の機関又は国の機関若しくは 他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報 であって、公にすることにより、次に掲げるおそれ その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの。」に該当するため、

不開示情報に当たる。

(2) 回答に付された条件を記録した書面は不存在のため。

5 審査会の判断

(1) 本件処分の当否について

実施機関が、調査した情報は、近隣市町村より電話にて提供された情報であり、近隣市町村ごとの内容が特定できる資料としての公表を前提としていないものである。

よって、本条例第7条第6号の下線部「市の機関又は国の機関若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれ その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの。」と判断して、本件不開示部分を除いて部分開示したことは、妥当であると判断する。

(2) 結論

以上のことから、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

《参考》 審査会の経過

年 月 日	経 過
平成30年10月19日	・実施機関から諮問書を受理
平成30年11月6日	・審議
平成30年12月13日	・審議